

相談体制の整備

療養病床の再編成に係る相談体制として、現に入院している患者やその家族からの相談や、各医療機関からの今後の運営方法等に関する相談を受ける体制を整備します。

なお、窓口は以下のとおりです。

療養病床の再編成に関すること。 健康福祉部介護高齢課
医療制度改革全般に関すること。 健康福祉部健康福祉課
医療サービスに対する相談・苦情 県医療安全相談センター（健康福祉部医務課内）
介護サービスに対する相談・苦情 県国民健康保険団体連合会 健康福祉部介護高齢課
医療法上の基準病床数及び医療計画に関すること。 健康福祉部医務課
介護から医療への転換等に係る、医療法上の手続きに関すること。 健康福祉部医務課
医療から介護への転換等に係る、介護保険法上の手続きに関すること。 健康福祉部介護高齢課
転換に係る助成に関すること（地域介護・福祉空間整備等交付金及び病床転換助成事業交付金） 健康福祉部介護高齢課
有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅など、高齢者向けの住まいに関すること。 健康福祉部介護高齢課 県土整備部建築住宅課
その他療養病床の再編成全般に関すること。 各保健福祉事務所企画福祉課